

平成29年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成29年6月27日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第29号 瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第27号 消防の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第5 議案第28号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第6 議案第30号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第31号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第32号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第34号 財産（中学校等教育用 I C T機器）の取得について
- 日程第10 議案第35号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
- 日程第14 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野 貴志	2番	今木 啓一郎
3番	北倉 利治	4番	鳥居 佳史
5番	小川 理	6番	杉原 克巳
7番	若園 正博	8番	森 治久
9番	庄田 昭人	10番	若井 千尋
11番	清水 治	12番	広瀬 武雄
13番	堀 武	14番	広瀬 時男
15番	若園 五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野 藤四郎	18番	藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	平 塚 直 樹
教 育 次 長	山 本 康 義	監 査 委 員 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	日 比 野 丸 利 子
書 記	宇 野 伸 二		

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたもおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日、市長から議案第34号財産（中学校等教育用 I C T機器）の取得についてほか1件の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第29号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第29号瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

これについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番 清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について御報告します。

産業建設委員会は、6月15日午前9時30分から、巢南庁舎3の2の会議室で開催をいたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長・課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告をいたします。

議案第29号瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、なぜこの時期に条例を出してきたのかとの質疑に対し、当初は議員提案で条例を上程する話があり、その後行政からの上程となった。産業建設委員会協議会の11月4日に県条例等の提出、1月20日に市の素案を提出、協議し、その後3月に1カ月間パブリックコメントを行い、市民からの意見聴取を行ったため、今回の時期の上程となったとの答弁を受け、パブリックコメントの意見はゼロ件だと聞いているがとの質疑に対し、意見はありませんでしたとの答弁がありました。

また、今回の条例は大まかなものであり、市内の中小企業が市の入札などに参画できるようにすること、また行政が市内の中小企業を支えていくことが必要であり、今後規則や要綱などを策定する必要があると思うが、どのような考えかとの質疑に対し、今回の条例は中小企業の成長、発展に対する施策並びに地域の一員としての貢献などが含まれ、入札制度の総合評価方式の地域要件などで考慮していく考えである。また、小規模企業者への施策は、具体的に事業として既に動いている状況である。なお、今後は他市町の状況を確認しながら、詳細な規則、要綱や条例改正も検討していくとの答弁がありました。

また、今回の条例は基本的な内容で、運用段階で地域の特性などを考慮して進めていってはどうかとの意見がありました。

また、条例に該当して参加する企業数はとの質疑に対し、平成24年度の経済センサスによると、市内では商工業者1,747名、そのうち小規模企業者数1,339名、商工会の会員数は851名である。この条例の対象範囲は、市内全体の小規模企業者となりますとの答弁がありました。

また、この条例の制定に当たっては、地元の中小企業や従業員のために中身をしっかりと議論してほしいとの要望に対し、地方の中小企業、小規模企業者を支援していかないと地方自体も衰退してしまう。小規模企業者の持続的な経営が可能になるような小規模企業振興基本法の精神にのっとり、具体的な施策を進めていきたいとの答弁がありました。

また、市内の小規模企業者が市の発注する業務をどのくらい受注しているのかとの質疑に対し、統計をとっていないためすぐにお答えはできないが、指名委員会の委員の中では、常に市内業者を優先するという基本方針を持っているとの答弁がありました。

また、この条例ができることにより、今までの市の施策がどのように変わるのか、どのような点が期待されるのかとの質疑に対し、商工会とより密に連絡をとり合うことにより、創業者支援などの充実が図られ、商工会、中小企業団体と市が一体となって活動できるとの答弁がありました。

また、中小企業の衰退が市の活性化に大きな打撃となっている。大学との連携や経営の安定のための金融機関との連携はどのように考えているのかとの質疑に対し、大学があるのは本市として魅力の一つではあるが、岐阜県の条例の中に大学や金融機関などの役割が明記してある。今回の条例は、特に連携が必要なところに絞った条例であるとの答弁がありました。

また、条例をつくってたなざらしにしては困る。条例の中に実効性の担保がないがとの質疑に対し、広報紙の紙面を活用するなど、商工会とこれまで以上に連携を図り、新しい事業者には持続的な発展、既に起業している方には成長発展ができるよう努めるとの答弁がありました。

また、瑞穂市の発展にとって大切であり、意義のあるものにしていかなければならない。運用の面で、補助金を出すなど従来のスタイルだけでなく、市長を中心として、商工会や市民などを含めた話し合いなどの中で条例を推進していくことが必要と思うがとの質疑に対し、市民

にもわかっていただくことは大切。商工会を中心に関係機関との連携を引き続き図っていくとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成29年6月27日、産業建設委員会委員長 清水治。以上です。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第29号瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第33号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第33号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番 若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、6月16日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。

6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長等の出席を求めて審査いたしました。

初めに、執行部より議案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について報告します。

議案第33号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

執行部より、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を59億194万5,000円とするものである。歳出の主なものは、4月25日付の県通知による国民健康保険の県単位化対応機器及びシステム改修経費として総務費93万円の増額、また診療報酬支払基金からの通知による前期高齢者納付金151万2,000円の増額補正をするものである。歳入の主なものは、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金558万2,000円であるとの補足説明がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成29年6月27日、文教厚生委員会委員長 若井千尋。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第33号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野でございます。

国民健康保険の補正予算の関係ですけれども、前期高齢者納付金等のところで、今回、補正額が151万2,000円出てきております。平成28年度の当初予算のときは29万2,000円でしたね。今度は29年度の当初予算のときは74万6,000円と。今回151万2,000円というふうに、だんだん増額がされております。この前期高齢者納付金というのは、要は65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入数に応じて調整する制度に対する納付金と言われております。この加入数は、年度当初にすぐにわかるんですよ。これがなぜどんどんふえてくるか。当初の設定誤りというのかな。多少の保険というのか、例えばけんぼ

があったり、国民健康保険があったり、それから共済組合、そういったいろいろなものがあって、そのいろいろな中で調整してくると思うんですけど、要は年度当初にわかると思うんですよ。そこら辺、なぜしっかりやっていたのか。そこら辺、いろいろ文教厚生委員会の中でお話をされているのか、ひとつ伺います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいま松野藤四郎議員から御質問いただいた件ですけれども、先ほど委員会の報告をさせていただいたとおりでございます。

文教厚生委員会のメンバーでこの議案に対しまして審査させていただきました結果、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致ということで、可決させていただいたことを報告させていただいたとおりでございますので、今の御質問に関しましては、委員会としては質問が出なかったこと、協議がなかったことを御報告いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 重要なことですので、本当は委員の中からそういう疑問点を出して執行部にお尋ねしたほうがよかったのではないかというふうに私は思います。

もう一点、今度、30年度から新制度に変わりますね。それに対する一般管理ということで、要は国庫のほうから準備金で558万2,000円入ってきますね。管理費で373万5,000円の内訳は予算書の説明書に書いてあるとおりですけれども、私が思うのは、もう一点は、総務費の徴税費の中で、一般財源から国庫支出金のほうへ振り分けるわけですね。補正しておるんやね、財源を。通常は、国民健康保険制度が変わるからということで、その準備のための補助金を558万2,000円国が出しておるんや。賦課徴収費のほうに184万7,000円入ってくるのはいかがかなと思うんですね。要は事務費の関係だと思わすけれども、制度が変わるために事務的なものでそのお金が要るということでこの項目に入っているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えいたします。

私ども議員は、執行部よりこの議案に対しまして付託を受けて審査をしておるわけですが、議案の内容に関しましては、会派別の勉強会もあり、また総括質疑でも執行部に対しての質問もあり、そしてそれを受けた結果、今回の文教厚生委員会の6人のメンバーで慎重審議をした結果、質疑、討論なく可決をさせていただいたということが重要であるというふうに思っておりますので、そのことを御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

先ほどの委員長報告をお聞きしましたけれども、今回の補正問題について、どのように委員会で論議をされたのかということをお伺いしたいというふうに思います。

私、総括質疑のときにも国保の県単位化の問題、都道府県化の問題について質疑もさせていただいております。やっぱり一般市民の皆さんにとって、特に加入者の皆さんですけれども、今までも保険税が高いのに、一体どうなっていくのかということを実際に大変心配されておりますし、実際に滞納者の皆さんにとっては大変切実な問題だと思うんですね。つまり、来年からまた国保税が上がって、払えない人たちがまたふえてくる、今払えない人たちにとっては本当に大変だと思うんですけれども、今回の国民健康保険の補正予算の問題も、これとは決して無関係ではありませんね。その中で、やっぱり委員会として、この問題についてはどのように話し合いが、また意見が出されておるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの小川理議員の御質問にお答えいたします。

文教厚生委員会でどのような審議がなされたのかという御質問でございましたが、最初に御報告させていただいたとおり、文教厚生委員会として十分委員のメンバーがこの内容を理解して、そしてその後、くどいですが、質疑、討論なく、全会一致で可決をさせていただいたという御報告をさせていただいておりますので、そのことを御理解いただければと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 都道府県化の問題は決して瑞穂市だけの問題ではありません。いろいろな市町でもこのことが議論になっていきますし、とりわけ県のほうが一旦試算をしましたけれども、まだ公表がされていない。それは公表すべきではないかと、こういう意見もあるのは当然だと私は思うんですね。

ですから、本当に瑞穂市の委員会でもぜひこのことについては論議させていただいて、本当に国保に入っておられる加入者の皆さんが安心して医療が受けられるようにしていただくための議論をぜひ大いにやっていただきたいことをお願いして終わりとします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。



〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第27号から日程第8 議案第32号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第27号消防の事務委託に関する規約の変更についてから日程第8、議案第32号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ただいま一括議題となりました5議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、6月19日の午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部・課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

まず、議案第32号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、保育所費、私立保育所施設整備補助金について、補正前の金額はとの質疑に対し、補正前は9,401万2,500円で、補正後は1億60万9,500円で659万7,000円の補正であるとの答弁があり、補助金額が上がった理由は人件費の高騰だけか、その他の理由はとの質疑に対し、今年度に入ってから、県の保育所緊急整備事業費補助金（安心こども基金）の平成29年度補助基準額が示され、基準額の変更があったため、補正予算が必要になったとの答弁がありました。

また、清流みずほの業者決定の書類を見せてもらえないかとの質疑に対し、建設工事は清流

みずほが行うため、瑞穂市は直接関与していないが、先方の会計規則で実施され、瑞穂市に報告を受けることになっているため今は提示できないとの答弁があり、工事の予算書は市に提出されているのかとの質疑に対し、総事業費は概算でつかんでいるとの答弁があり、細かい内訳書は提示されているのかとの質疑に対し、まだ設計前のため、細かい工事内訳書はもらっていないとの答弁がありました。

また、市として補助金が適正に執行されているか、どうやって判断しているのかとの質疑に対し、瑞穂市の指針に沿って適正に執行状況を確認し、公表できるものは報告したいとの答弁があり、税が無駄なく適正に執行されているかチェックしてほしいという要望がありました。

また、商工業振興費、企業誘致に向けた土地利用基本構想策定業務委託料の補正について、委託発注するまでの積算方法、業者選定はとの質疑に対し、積算方法については、4月に県庁に行き、27、28年度東海環状西回りで工場誘致調査を実施した業者を聞いて参考にした。瑞穂市でもこの計画策定業務のため仕様書をつくり、3社に見積もりをとり、この中で最も安価な価格をもとに予算計上したとの答弁があり、積算根拠はとの質疑に対し、瑞穂市全体で工業誘致ができる土地利用基本構想をつくること、農村地域産業導入実施計画書の策定という、大きくいうと2つの計画を、地元の立地条件等を整理した上で、計画を策定する仕様をもとに3社に見積もりを徴取し、その中で各社の作業人工から最も安価なもので積算をしたとの答弁があり、積算について何を基準にしているのかとの質疑に対し、特記仕様書に基づいて徴取した見積もりにより積算している。岐阜県の積算システムにはこのような調査業務はなく、あくまでも見積もりをもとに積算した。各作業における主任技術者から技術員までの人工の割り当てで一番安価な業者の歩掛かりを使用しているとの答弁がありました。

また、この見積もりをとった3社は、この入札に入るかどうかとの質疑に対し、その見積もり業者が入るかどうかは選定委員会が開かれていないので不明であるとの答弁を受け、業者は入札に入るのを前提にしていると思うので、よくよく精査してほしいとの要望がありました。

また、価格が安いことだけで決めていいのか。瑞穂市の将来のために、ユニークで可能性のある案を出してくれるところを選ぶべきではとの質疑に対し、そのことを踏まえた上で考えている。決してそのことを度外視していないとの答弁がありました。

また、国民年金費、システム改修委託料の補正について、今回のシステム改修は、事務を継続する上で必要だということかとの質疑に対し、全国的にはデータや様式にばらつきがあり、これを統一化するためにシステム改修が必要である。基本的には国が全額負担し、システム改修を行う。本年度に入って国から金額及びスケジュールが示されたため、今回補正で対応したいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号消防の事務委託に関する規約の変更についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、各市町の負担割合はどの質疑に対し、広域化に伴う負担金の積算方法は、具体的には人口割、面積割、職員割といった、それぞれの事務に沿った積算方法が岐阜市から提案され、負担金を算出しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号もとす広域連合規約の変更について、議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらの2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、消防団員の掛金の改正はどの質疑に対し、今のところ掛金が変わることや、この先のことについての通知はもらっていないとの答弁がありました。

また、消防団員がけがをした場合、国や県から補償金は加算されることはあるのか、制度はどのようなものかとの質疑に対し、消防団員等の公務災害補償については、消防団員1人当たりの掛金があり、基金としてプールされる。その基金をもとに補償を行うという仕組みであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成29年6月27日、総務委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第27号消防の事務委託に関する規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号もとす広域連合規約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行いたいというふうに思います。

私は、この財源が、財源といたしますのは、配偶者手当を1万3,000円から1万円、そして6,500円、段階的に下げていくと。これを財源にして扶養手当を引き上げていくと、6,500円から8,000円、そして1万円と。引き下げていくのがその大もとになっておるわけですね。

私、こうした配偶者手当を減らして扶養手当をふやすというやり方ですけれども、これではやっぱり現実に合わないし、大変問題が多いのではないかなというふうに思うわけです。これに沿って、今回の平成29年政令第57号が施行されておりますけれども、それに伴うこの市の条例の改正案については反対というふうに申し上げまして、簡単ですけど反対の討論といたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第32号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねをいたします。

委員長報告の中にはなかったような感じがするんですけども、非常に重要なことですので、委員会の中で話し合われておったけれども、きょうの報告になかったのか、確認をいたします。

民生費の中の児童福祉費でございます。瑞穂市の公私連携保育法人選考等委員報酬、これで30万円計上されております。内訳を聞きますと、日額6,000円の委員が10名で5回開催をし、30万というふうに会派の説明会でも学びました。

お尋ねするのは、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第31号ですけども、ここの中にいろいろな形で区分されて、例えば生活保護相談員ですと月額20万円以内とか、いろいろな方で日額6,000円とか7,000円とか、いろいろ区分されておりますけれども、この条例を見ましたけれども、選考委員というのはこの条例第31号に入っていないんですが、どのようなお話をされているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） ただいま質疑に出ました一般会計の補正に関して、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、非常勤職員・委員等の報酬に関して、報告しました項目以外は委員会では質疑なく、このことについては話し合われませんでした。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の中で話し合いをされなかったということですけども、これは非常に重要だと思うんですよ。条例の中にいやつを委員の方がそこまでしっかりと中身をチェックしていなかったかということ非常に残念に思うわけですけども、非常勤の費用弁償に関する条例の中にないんですよ。これを委員会の中で話し合いをされていなかったということは非常に残念に思いますけど、再度もう一回お願いします。どう思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 委員長報告というのは、議案について委員会で話し合われたことの報告ですので、出なかったことについては報告されないということで、それにはお答えできません。後からは調べたいと思っております。以上です。済みません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員長さんの言われるとおりですけれども、私は執行部にもお願いしておきますけれども、しっかりこの辺は精査してほしいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第32号の瑞穂市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

今回の補正予算の中に、企業誘致に必要な工業用地を選定する土地利用基本構想策定業務委託費に999万円が計上されておりますけれども、私、まず委託する前にもっともっといろいろな議論があってしかるべき、またいろいろな角度からこれが検討されてしかるべき、ですからもっと慎重に行うことが必要ではないかなということをまず申し上げたいというふうに思います。

今回、これが補正予算で出されてきましたわけですがけれども、それは今般、国会のほうで2つの法律改正が行われまして、いずれも6月2日に公布されると。したがって、それに合わせて補正予算で提出をしたという説明がございましたけれども、私はそのように急ぐ必要が果たしてあるのかという点で疑問に感じるところでございます。

私たちのこの瑞穂市においても、地域の雇用の創出、また地域経済の活性化を図ることは本当に切なる課題でありますし、待ったなしの課題だというふうに思うわけです。

けれども、昨今の産業構造の変化といいますのは、工業団地をつくればうまくいくというような短絡的なものでないことは言うまでもないというふうに思います。例えば、雇用はどうかといいますと、たとえ企業が進出をしてきても非正規の雇用しかふえない、こういう状況が大きく変わってきております。お隣の本巣でも屋井団地ができましたけれども、これもなかなか

売れずに、やっと売れたという話ですけれども、この中でもそうした問題が指摘をされているところがございます。

また、瑞穂市で旭化成ができて、私の身の回りでもそこで働いている人が子供をつくり、また住宅を建てるということで、雇用がふえ、人口がふえるということがありましたけど、しかし非正規の雇用ではなかなかそういうことは見込めない、これが現実ではないかなど。つまり、人口増にはなかなか結びついていかない、これが昨今の状況ではないかなというふうに思います。

あわせて、ものづくりの産業といいますのは、海外に進出する中で、国内で工業団地をつくれればたちまち売れると、こういう時代ではないというふうに思います。

ですから、こういった状況を踏まえるならば、本当に今回の法改正というものについても、それが本当に有効な解決策になっているかどうか、いろいろ議論がされなきゃならないというふうに思います。

農村地域工業等導入促進法の一部改正の概要というのがありますね。この中でも、農村地域に賦存する多様な地域資源を活用した地域内発型産業の創出を促進することにより就業の場を確保することが必要だというふうに述べております。法律改正の概要自身がこの課題を明確に述べているとおりでというふうに思うわけです。

また、もう一つの地域未来投資促進法、これは名称が変わっておるわけですがけれども、これまでの企業の立地等の促進による産業集積の形成は地域への経済的波及効果が十分に認められない、こう指摘をしておりであります。

したがって、地域に賦存する多様な地域資源を活用した地域内発型の産業の創出を促進するためには、瑞穂市の地域のさまざまな特性、あるいは資源、つまり宝物というものを生かしていくことが何よりも大切にされなきゃならないというふうに思うわけですね。

今議会で先ほど可決をされましたけれども、瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例は、中小企業の振興に関する施策を中心にすることで、中小企業等の成長、発展及び地域経済の活性化を図る、これをもって市民生活の向上に寄与することを目的と述べておるわけですがけれども、私は瑞穂市の地域の特性あるいは特徴をどのように生かしていくのか、またその資源をどのように大切にしていくのか、そういった宝物をどう生かすのかということが、この中小企業振興条例を進める上で大切なことだと思いますけれども、この工業団地をつくる場合でも、じゃあ果たして市内の中小業者の皆さん、小規模事業者の皆さんにとって、どのように経済が活性化されていくのか、あるいはどのような工業団地をつくれれば、こうした中小企業者の皆さんにとって産業が活性化し、生活が豊かになっていくのかという点がもっと議論されなければならないのかなというふうに思います。

この小規模企業振興基本条例でございますけれども、今回成立をいたしましたので、こうい



った点からもさまざまな議論がなされるべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

したがいまして、私は今回の補正予算の中で、調査委託費が999万出されておりますけれども、その前にやっぱり先ほども申し上げましたように、本当に市内の中小業者の皆さん、小規模業者の皆さんにとって、一体どのような工業団地が果たして有効なのか、そういう点から、ぜひ議論をもっと深める必要があるというふうに思うわけです。

これは、民間業者に委託すれば答えが出る問題ではないというふうに思うんですね。我々自身が、議会も含めて大いに議論して、この瑞穂市の特性、あるいは地域資源、これを本当に生かしたものにどうしたら大切にしていけるかという議論がもっと必要だという立場から、今回の補正予算については反対という立場を述べさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま小川議員のほうから反対討論ということでございました。一般会計の補正予算に計上されておられます調査費、約1,000万ほどでございますが、確かに小川議員が申されたこと、まだまだ一言で言えば時期尚早でないか。それは、この議会で、また行政の中でしっかりと議論される中で、有効に市民の皆さんの税金を活用するべきではないかということでございますが、2つの法改正がされた中での今回、市のほうの早急な対応での調査費でございます。

これは1点に、企業立地促進法ですね。こちらについては、やはり今、瑞穂市においては、古くは繊維関連産業で発展した地域でございます。しかし、今現状を見ますと、繊維関連業者というものも随分撤退をされ、また廃業されたりして、この地域の特性というものがどうなのかなということの一つ考えるところでございます。

だからこそ、そのために今回、法改正がされて、少しでも今の未利用地の魅力的な土地を有効活用する中で、雇用の創出であったり、また地域の活性化、また産業の活性化等々にどのような取り組みが必要であるかを研究・調査するための調査費が1,000万ほど設けられております。決してこの調査費が早い段階での運用ではないと私は考えて、賛成の立場からの意見とさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第34号及び日程第10 議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第34号財産（中学校等教育用 I C T 機器）の取得について及び日程第10、議案第35号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、2件の追加提案について御説明いたします。

まず、議案第34号財産（中学校等教育用 I C T 機器）の取得についてであります。

中学校等教育用 I C T 機器の購入に当たり、一般競争入札を実施しましたところ、株式会社中日 A V システムが落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第35号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、総額167億328万7,000円とし、牛牧排水機場整備事業において債務負担行為の追加補正をするものであります。

以上2件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。どうか皆さん、よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前11時16分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第34号財産（中学校等教育用 I C T機器）の取得についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

議案第34号財産（中学校等教育用 I C T機器）の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

29年度一般会計補正予算（第2号）ですけれども、歳入のところ、要は合併特例債の関係ですけれども、合併して、合併特例債は最初は10年間ということでしたが、5年延長されて15年ということで、平成30年4月で合併特例債が満了になるわけですけれども、先ほどの説明ですと、牛牧排水機場の整備は29年度から31年度末ということでした。ですから、合併特例債は、平成30年4月で切れますので、その工事には特例債が充てられないというふうで解釈してよろしいでしょうか。要は、牛牧排水機場は31年度末までの工期ですので。ちょっと確認してください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問でございます。合併特例債につきまし

ては、合併して15年ということで、29年度までの事業ということでございます。

そんな中で、先ほど議員が言われましたように、牛牧排水機場につきましては3カ年の計画ということでございまして、事業が完了しないというようなことでございまして、合併特例債に該当しないということで、今回の地方債の補正の廃止ということになりました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

議案第35号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、意見交換会部会の設置について、議員研修部会の設置について及び議会映像配信検討部会の設置についてが提出されました。

これから、意見交換会部会、議員研修部会及び議会映像配信検討部会の設置についてを採決いたします。

お諮りします。委員長からの提出のあったとおり、3つの部会を設置することに御異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、意見交換会部会、議員研修部会及び議会映像配信検討部会を設置することに決定いたしました。

これより意見交換会部会、議員研修部会及び議会映像配信検討部会の部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思っておりますので、意見交換会部会は議員第2会議室、議員研修部会は議員会議室、議会映像配信検討部会は正副議長室をお使いくください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定を準用し、部会長が互選されるまでの間は、年長の部員が部会長の職務を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時37分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

意見交換会部会、議員研修部会及び議会映像配信検討部会の部会長及び副部会長が決定しましたので、御報告をいたします。

意見交換会部会は、部会長に森治久君、副部会長に松野貴志君、議員研修部会は、部会長に若園正博君、副部会長に北倉利治君、議会映像配信検討部会は、部会長に広瀬武雄君、副部会長に鳥居佳史君、以上のとおりでございます。

---

#### 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、3件説明します。

まず1件目は、平成29年7月6日に、岐阜県市議会議長会の主催による議長会議及び講演、意見交換会が美濃加茂市のシティホテル美濃加茂で開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成29年8月6日、当市の中山道大月多目的広場において開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので、応援、激励を行うため、全議員を派遣するものです。

3件目は、平成29年8月7日、県民ふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーの研修です。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、地方自治体における内部統制の構築について理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上の3件について、議員派遣することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月27日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 今木 啓一郎

議員 北倉 利治